

「労働契約法」の施行・改正、従業員の権利意識の高まり、などにより、中国現地法人での労務問題の難易度は年々高まっています。駐在員には人事・労務畑の出身者が少ないことから、「見よう見まね」で管理していると、大きなトラブルを誘引しかねません。中国業務に携わる日本人ビジネスパーソンが最低限押さえておくべき「労務のコレだけ！」を、中国業務歴 20 年超、毎年 50 回以上の講演をこなす中国在住のコンサルタントが、4 時間でコンパクトに解説します。中国の最新事情に対応したオリジナルテキストを使用。毎回 10 人以下の少人数制で、ご質問にも丁寧にお答えします。

2018 年 11 月 8 日(木) 広州 中信広場 13 階 弊社セミナールーム

13:00 受付開始

13:15～14:55

- ＜中国の労働関連法規＞ 労働関連法規の歴史 都市戸籍と農村戸籍
- ＜労働契約に関する基礎知識＞ 労働契約の締結 仲裁と訴訟 秘密保持と競業禁止 無固定期間労働契約とは？
- ＜賃金に関する基礎知識＞ 最低賃金と賃金決定ルール 年次有給休暇 3つの労働時間制
時間外労働と休日労働 経済補償金の基礎知識 労働者派遣の基本構造

15:10～16:55

- ＜中国の社会保険と駐在員の加入＞ 中国の社保の概要 日中間の社会保障協定 日本人の社保加入
- ＜駐在員の労務管理＞ 駐在員の給与設計と福利厚生 退職金への課税 最適な給与支払方法 トラブルと対応

16:55 研修終了

受講料(お一人) 1000 元(税込) 但し、11 月 1 日(木)までのお申込は、早期特典割引で **700 元(税込)**

講師 前川晃廣 IBJコンサルティング総経理(広州在住)

下段に必要事項を記入して PDF で **seminar@ibj.tokyo** へメールでお送りください

貴社名	(発票に記載しますので、正式名称を中国語でご記入ください)		(〇をつけてください)
日本 ご本社名			1. 一般受講料 1,000 元(税込) 2. 早期特典受講料 700 元(税込) (11 月 1 日(木)申込分まで)
ご芳名			お役職
E-mail		発票 について	(〇をつけてください) イ. 普通発票 口. どちらでもよい
お電話			ハ. 専用発票(「納税人識別番号」「基本口座開設銀行名」 「基本口座番号」「会社登記住所」「会社電話番号」を別途お知らせ下さい)
ご住所	(〒)		
通信欄	中国ビジネス歴 年 / 中国駐在歴 年 / 出張者		

- ※お申込受領後、ご記入いただいたメールアドレスに「請求書」をお送りします(満席の場合もご連絡します)
- ※お申込後、2～3 日経っても連絡がない場合は、お手数ですが事務局までご一報ください
- ※「請求書」をご確認いただきましたら、受講料のお振込をお願いします
- ※お振込をいただいた方には、研修当日、正式な領収書(発票)をお渡します
- ※お申込後に参加できなくなった場合は、代理の方の出席も可能ですが、ご欠席の場合、受講料の返金はいたしかねます
- ※電話でのお申込はお受けしかねます、何卒ご諒承ください
- ※ごく稀に研修内容の一部を変更することがありますので、予めご諒承願います
- ※セミナーの録音・録画・撮影と、同業者様のお申込は、お断りします